

第4部

資 料

大阪府男女共同参画推進条例

平成14年 大阪府条例第6号

個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法においてうたわれており、すべての人が、個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる社会を実現することは、私たちの願いである。

このため、府においては、これまで、国際社会や国内の取組と協調しつつさまざまな施策を推進してきたが、いまだに性別による固定的な役割分担意識を背景として、男女の自由な活動の選択を妨げる要因が残っている。

このような状況の中で、少子高齢化の進展等、社会の急速な変化に的確に対応しつつ、大阪を活力に満ちた豊かな都市としていくには、男女が、互いの違いを認め合い、互いの生き方を尊重し合いながら、社会の対等な構成員として、互いに協力し、責任を分かち合い、それぞれが自らの意思で自由に生き方を選択し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現をめざすことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府の施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 職場その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、妊娠、出産等互いの性に関する事項についての理解が深められ、男女の生涯にわたる健康が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又

は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、府における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女が、社会の基盤である家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域等における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組を考慮して行われなければならない。
(府の責務)

第4条 府は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 府は、男女共同参画施策を効果的に実施するための体制を整備することその他の男女共同参画の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 府は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

4 府は、男女共同参画の推進に関し、市町村における取組について協力するものとし、男女共同参画施策の実施に当たっては、市町村との連絡調整を緊密に行うものとする。

(府民の責務)

第5条 府民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に努めるとともに、男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)に対する暴力(暴行その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

(男女共同参画計画の策定)

第8条 知事は、次に掲げる事項を定めた男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ、大阪府男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、府民の意見を反映させるための適切な措置を講ずるものとする。

3 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(男女共同参画施策)

第9条 府は、次に掲げる男女共同参画施策を実施するものとする。

- 一 男女共同参画に関する理解を深めるため、広報及び啓発並びに教育を行うこと。
- 二 男女共同参画施策を策定し、又は実施するため、必要な調査研究を行うこと。
- 三 配偶者に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント等の防止のための取組を進め、及びこれらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うこと。
- 四 男女が共に家庭生活、職場、地域等における活動を円滑に行うことができる環境が整備されるよう努めること。

(男女共同参画の推進状況等の公表)

第10条 知事は、毎年度、男女共同参画の推進に係る状況及び男女共同参画施策の実施状況について、その概要を公表しなければならない。

(事業者の取組の促進)

第11条 知事は、男女共同参画の推進に関する事業者の取組を促進するため、顕彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の推進に係る取組状況を把握するための調査について協力を求めることができる。

(苦情等への対応)

第12条 知事は、府民からの男女共同参画施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画に係る人権侵害に関する相談を受けたときは、適切かつ迅速に対応するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際に現に策定され、及び公表されている男女共同参画の推進に関する計画であつて、男女共同参画計画に相当するものは、第8条(第4項を除く。)の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

3 大阪府附属機関条例(昭和27年大阪府条例第39号)第1条第1号の表大阪府男女協働社会づくり審議会の項を次のように改める。

大阪府男女共同参画審議会	大阪府男女共同参画推進条例(平成14年大阪府条例第6号)第8条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定する事項その他男女共同参画の推進に関する施策についての重要事項の調査審議に関する事務
--------------	--

大阪府における男女共同参画の実現に向けた推進体制

男女共同参画審議会
(知事の諮問機関)

府の取組

- 大阪府男女共同参画推進条例 (H14.4 施行)
- 改訂おおさか男女共同参画プラン (H18.4 公表)

- ・広報及び啓発並びに教育
- ・調査研究
- ・配偶者に対する暴力等への対応
- ・事業者の取組の促進
- ・苦情等への対応

おおさか男女共同参画促進
プラットフォーム

企業・大学・行政等における個別の取組を有機的に連携・融合し、相乗効果を発揮する方策を検討する。

男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の実現に向けての諸施策を総合的かつ効果的に推進

本部長：知事

副本部長：副知事

本部長：各部長等

男女共同参画推進責任者

責任者：各部長次長等

男女共同参画企画推進員

関係部局総務課等の職員から推進責任者が指名

(ワーキングチーム)

男女共同参画の特定の課題について調査検討

男女共同参画・NPO 課

(施策の総合企画、調整及び推進)

男女共同参画の企画調整政策立案

○働く場における男女共同参画の推進

・「男女いきいき・元気宣言」事業者制度

・いきいき企業サーチネット 他

○女性に対する暴力対策事業

○大阪府女性基金の運営

市

町

村

男女共同参画関連施設

連携・支援 (情報提供、支援等)

男女共同参画施策苦情処理委員

府民からの知事に対する施策苦情の申出について調査し、知事に意見を述べる。

男女共同参画推進連絡会議

民間の団体・グループと府との連携及び民間の団体・グループ相互の連携を図る。

ネットワークの構築

大阪府立男女共同参画・青少年センター
(ドーンセンター)

男女共同参画を推進するため女性の学習や活動を支援するとともに男女共同参画社会を実現するための拠点施設。

ドーン利用促進事業共同体が施設の維持・管理運営及び各種事業を実施する。(特定非営利活動法人 ZUITO が施設管理、(財)大阪府男女共同参画推進財団が各種事業を実施する。)

- ドーンセンター事業
- ・相談カウンセリング事業
- ・情報ステーション事業
- ・啓発学習事業

男女共同参画行政担当窓口一覧

【平成22年4月1日現在】

市町村	担当課	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
大阪市	市民局市民部男女共同参画担当	530-8201	大阪市北区中之島1-3-20	06-6208-9156	06-6202-7073
堺市	市民人権局男女共同参画推進課	590-0078	堺市堺区南瓦町3-1	072-228-7408	072-228-8070
吹田市	自治人権部男女共同参画室	564-8550	吹田市泉町1-3-40	06-6384-1461	06-6368-7345
三島地域	高槻市	市民参画部人権室男女共同参画課	高槻市紺屋町1-2	072-685-3741	072-686-2455
	茨木市	総務部人権・男女共生課	茨木市駅前3-8-13	072-620-1640	072-620-1725
	摂津市	市長公室人権室女性政策課	摂津市三島1-1-1	06-6383-1111	06-6319-5970
豊能地域	島本町	総合政策部人権推進課	三島郡島本町桜井2-1-1	075-962-0372	075-962-0385
	豊中市	人権文化部男女共同参画推進課	豊中市中塚塚3-1-1	06-6858-2654	06-6846-6003
	池田市	総務部人権推進課	池田市城南1-1-1	072-754-6231	072-752-9785
	箕面市	人権文化部男女協働参画課	箕面市福1-14-5	072-724-6943	072-725-8360
泉北地域	豊能町	生活福祉部住民人権課	豊能郡豊能町余野414-1	072-739-3402	072-739-1980
	能勢町	総務部総合企画課	豊能郡能勢町宿野28	072-734-0479	072-734-2064
	泉大津市	市民産業部人権啓発課	泉大津市東雲町9-12	0725-33-1131	0725-33-1270
	和泉市	総務部男女共同参画課	和泉市府中町2-7-5	0725-41-1551	0725-45-9352
泉南地域	高石市	総務部人権推進課	高石市加茂4-1-1	072-265-1001	072-263-6116
	忠岡町	町長公室自治推進課人権平和室	泉北郡忠岡町忠岡東1-34-1	0725-22-1122	0725-22-0364
	岸和田市	市民生活部自治振興課	岸和田市岸城町7-1	072-423-9438	072-423-6933
	貝塚市	都市政策部人権政策課	貝塚市畠中1-17-1	072-433-7160	072-433-7511
南河内地域	泉佐野市	人権推進部人権推進課	泉佐野市市場東1-295-3	072-463-1212	072-464-9314
	泉南市	人権推進部人権推進課	泉南市樽井1-1-1	072-480-2855	072-482-0075
	熊取町	総務部人権推進課	泉南郡熊取町野田1-1-1	072-452-1001	072-452-7103
	田尻町	総務部企画人権課	泉南郡田尻町大字嘉祥寺375-1	072-466-5019	072-466-8725
	岬町	企画部人権推進課	泉南郡岬町多奈川谷川1905-22	072-492-2773	072-492-3100
	阪南市	総務部人権推進課	阪南市尾崎町35-1	072-471-5678	072-473-3504
	富田林市	市民人権部人権政策課	富田林市常盤町1-1	0721-25-1000	0721-25-9037
中河内地域	河内長野市	市民生活部人権推進室	河内長野市原町1-1-1	0721-54-0003	0721-55-1435
	松原市	総務部人権文化室	松原市阿保1-1-1	072-337-3101	072-337-3003
	羽曳野市	市民人権部人権推進課	羽曳野市菅田4-1-1	072-958-1111	072-958-8061
	藤井寺市	市民生活部地域振興課人権政策室	藤井寺市岡1-1-1	072-939-1111	072-952-8981
	大阪狭山市	総務部人権広報グループ	大阪狭山市狭山1-2384-1	072-366-0011	072-366-0051
	太子町	総務部住民室住民人権グループ	南河内郡太子町大字山田88	0721-98-5515	0721-98-2773
	河南町	住民部生活環境課人権男女共同社会室	南河内郡河南町大字白木1359-6	0721-93-2500	0721-93-4691
北河内地域	千早赤阪村	住民課	南河内郡千早赤阪村大字水分180	0721-72-0081	0721-72-1880
	八尾市	人権文化ふれあい部人権政策課	八尾市本町1-1-1	072-924-3894	072-924-0175
	柏原市	市民生活部人権推進課	柏原市安堂町1-35	072-972-1544	072-972-2131
	東大阪市	人権文化部男女共同参画課	東大阪市荒本北1-1-1	06-4309-3300	06-4309-3823
	守口市	市民生活部人権室	守口市京阪本通2-2-5	06-6992-1512	06-6994-1691
	枚方市	市長公室人権政策室	枚方市大垣内町2-1-20	072-841-1221	072-841-1700
	寝屋川市	人・ふれあい部人権文化課	寝屋川市本町1-1	072-824-1181	072-825-2078
大東市	大東市	生涯学習部人権啓発室男女共同参画担当	大東市曙町4-6	072-870-9061	072-870-0907
	門真市	市民生活部人権政策課	門真市中町1-1	06-6902-6079	06-6905-3264
	四條畷市	総務部人権政策推進課	四條畷市中野本町1-1	072-877-2121	072-879-5955
	交野市	市長公室人権政策担当	交野市私部1-1-1	072-892-0121	072-891-5046
大阪府	府民文化部男女共同参画・NPO課	540-8570	大阪市中央区大手前2	06-6944-9142	06-6944-6648

男女共同参画関連施設一覧

【平成22年4月1日現在】

市町村	名称	所在地	電話番号	FAX番号	管理運営主体	設置年
大阪市	大阪市立男女共同参画センター中央館 (クレオ大阪中央)	〒543-0002 大阪市天王寺区上汐5-6-25	06-6770-7200	06-6770-7705	(財)大阪市女性協会	平成13年
	大阪市立男女共同参画センター北部館 (クレオ大阪北)	〒533-0023 大阪市東淀川区東淡路1-4-21	06-6320-6300	06-6320-7575	(財)大阪市女性協会	平成5年
	大阪市立男女共同参画センター西部館 (クレオ大阪西)	〒554-0012 大阪市此花区西九条6-1-20	06-6460-7800	06-6460-9630	(財)大阪市女性協会	平成6年
	大阪市立男女共同参画センター南部館 (クレオ大阪南)	〒547-0026 大阪市平野区喜連西6-2-33	06-6705-1100	06-6705-1140	(財)大阪市女性協会	平成8年
	大阪市立男女共同参画センター東部館 (クレオ大阪東)	〒536-0014 大阪市城東区嶋野西2-1-21	06-6965-1200	06-6965-1500	(財)大阪労働協会	平成10年
堺市	堺市立女性センター	〒590-0955 堺市堺区宿院町東4-1-27	072-223-9153	072-223-7685	堺市教育委員会	昭和55年
	男女共同参画交流の広場 (男女共同参画推進課分室)	〒591-8037 堺市北区百舌鳥赤畑町1-3 堺市役所三国ヶ丘分館1階	072-252-4608	072-252-6131	施設管理:堺市 事業運営:委託	平成12年
吹田市	吹田市立男女共同参画センターデュオ	〒564-0072 吹田市出口町2-1	06-6388-1451	-	吹田市	昭和62年
高槻市	高槻市立男女共同参画センター	〒569-0804 高槻市紺屋町1-2 高槻市立総合市民交流センター内	072-685-3725	072-686-2455	高槻市	平成8年
茨木市	茨木市立男女共生センター ローズWAM	〒567-0882 茨木市元町4-7	072-620-9920	072-620-9921	茨木市	平成12年
摂津市	摂津市立男女共同参画センター ウイズせつ	〒566-0021 摂津市南千里丘5-35 (H22.7.1移転後)	06-4860-7112	06-4860-7113	摂津市	平成10年
島本町	女性交流室	〒618-0022 三島郡島本町桜井3-4-1	075-961-1010	075-961-1116	島本町	平成8年
豊中市	とよなか男女共同参画推進センター すてっぷ	〒560-0026 豊中市玉井町1-1-1-501	06-6844-9772	06-6844-9706	指定管理者(財)とよなか男 女共同参画推進財団	平成12年
池田市	池田市立男女共生サロン	〒563-0058 池田市栄本町9-1	072-754-2891	072-754-2891	施設管理:指定管理者(グ ループ・オーブイッパ) 事業運営:池田市	平成12年
	池田市働く婦人の家	〒563-0058 池田市栄本町9-1	072-751-1445	-	池田市	昭和53年
箕面市	男女協働参画ルーム	〒562-0015 箕面市稲1-14-5 箕面市役所第3別館2階	072-724-6943	072-725-8360	箕面市	平成8年
泉大津市	いずみおおつ男女共同参画交流サロン (にんじんサロン)	〒595-0067 泉大津市小松町1-60	0725-21-6555	0725-21-6555	泉大津市	平成18年
和泉市	和泉市男女共同参画センター	〒594-0041 和泉市いぶき野5-4-7 和泉シティプラザ内	0725-57-6640	0725-57-0043	和泉市	平成15年
忠岡町	忠岡町働く婦人の家	〒595-0813 泉北郡忠岡町忠岡南1-18-17	0725-33-1151	0725-32-7819	忠岡町	昭和60年
岸和田市	岸和田市立女性センター	〒596-0042 岸和田市加守町4-28-25	072-441-2535	072-441-2536	岸和田市	平成元年
泉佐野市	いずみさの女性センター	〒598-0005 泉佐野市市場東1-295-1 生涯学習センター内	072-469-7125	072-469-7125	泉佐野市	平成9年
泉南市	せんなん男女共同参画ルーム ステップ	〒590-0521 泉南市樽井737	072-480-2855	072-482-0075	泉南市	平成15年
富田林市	男女共同参画センターウイズ すばるホール内	〒584-0084 富田林市桜ヶ丘町2-8 すばるホール内	0721-23-0030	0721-23-0030	富田林市	平成12年
河内長野市	男女共同参画センター	〒586-0025 河内長野市昭栄町7-1 河内長野市立市民交流センター内	0721-54-0003	0721-55-1435	河内長野市	平成14年
羽曳野市	はびきのレディースセンター	〒583-8585 羽曳野市菅田4-1-1	072-958-1111	072-958-8061	羽曳野市	平成12年
藤井寺市	女性ネットワークルーム	〒583-0035 藤井寺市北岡1-2-3	072-939-7020	-	藤井寺市	平成14年
大阪狭山市	大阪狭山市男女共同参画推進センター 「きらっとびあ」	〒589-0005 大阪狭山市狭山1-862-5	072-247-7047	072-247-7047	NPOと市との協働事業	平成20年
河南町	河南町女性センター	〒585-8585 河南町大字白木1359-6 河南町役場1階	0721-93-2500	0721-93-4691	河南町	平成17年
八尾市	八尾市男女共同参画スペース 「すみれ」	〒581-00833 八尾市旭丘5-85-16 生涯学習センター「かがやき」4階	072-923-4940	072-923-4940	八尾市	平成18年
柏原市	柏原市立女性センター フローラルセンター	〒582-8555 柏原市安堂町1-35	072-972-1544	072-972-2131	柏原市	平成7年
東大阪市	東大阪市立 男女共同参画センター・イコーラム	〒578-0941 東大阪市岩田町4-3-22-600	072-960-9201	072-960-9207	東大阪市	平成15年
枚方市	メセナひらかた 男女共生フロア・ウィル	〒573-1191 枚方市新町2-1-5 枚方市立メセナひらかた会館 3階	072-843-5636	072-843-5637	施設管理:御京阪エンジマン グレイブス/事業運営:NPO法 人ひらかた人権協会	平成4年
寝屋川市	寝屋川市立男女共同参画推進センター ふらっとねやがわ	〒572-0084 寝屋川市香里南之町16-15 (JAビル香里4F)	072-832-5580	072-802-8350	施設管理:北河内農協 事業運営:寝屋川市	平成13年
大東市	大東市立生涯学習センター 「アクロス」内 男女共同参画ルーム	〒574-0036 大東市末広町1-301 ローレルスクエア住道 サンタワー内	072-869-6505	-	指定管理者(輔アステム)	平成18年
四條畷市	四條畷市男女共同参画ルーム	〒575-8501 四條畷市中野本町1-1	072-877-2121	072-879-5955	四條畷市	平成19年
大阪府	大阪府立男女共同参画・青少年センター (ドーンセンター)	〒540-0008 大阪市中央区大手前1-3-49	06-6910-8500	06-6910-8775	施設管理:指定管理者(ド ーン)利用促進事業共同体事 業/事業運営:(財)男 女共同参画推進財団	平成6年
	大阪府女性相談センター	〒540-0008 大阪市中央区大手前1-3-49 (大阪府立男女共同参画・青少年センター 3階)	06-6949-6022	06-6809-1072	大阪府	昭和31年

男 女 共 同 参 画 関 係 年 表

年	世 界	国	大 阪 府
昭和47 (1972)	<p>■ 12月 第27回国連総会で、1975年を 国際婦人年とすることを宣言</p>		
昭和50 (1975)	<p>■ 7月 メキシコシティでの「国際婦 人年世界会議」において「世界行 動計画」を採択</p> <p>■ 12月 第30回国連総会は、「世界会 議が採択した勧告等を含めた国 際婦人年」及び「社会における婦 人の地位の向上と役割」を議題 として、婦人に関する決議を採 択</p> <p>①「メキシコ宣言」などメキシコ 会議で決まった行動計画を承 認</p> <p>②1976年～85年の10年間を「国 連婦人の10年」と決定</p>	<p>■ 9月 総理府に「婦人問題企画推進 本部」設置</p> <p>総理大臣の私的諮問機関とし て「婦人問題企画推進会議」設置</p>	
昭和51 (1976)			<p>■ 11月 女性問題担当窓口を労働部労 働福祉課に設置</p>
昭和52 (1977)		<p>■ 1月 婦人問題企画推進本部「国内 行動計画」を決定</p> <p>■ 6月 「婦人の政策決定参加を促進 する特別活動推進要綱」を同本 部決定</p> <p>■ 10月 総理府婦人問題担当室「国内 行動計画前期重点目標」を発表</p>	<p>■ 9月 知事の私的諮問機関として 「大阪府婦人問題推進会議」設置</p>
昭和54 (1979)	<p>■ 12月 第34回国連総会で「女子に対 するあらゆる形態の差別の撤廃 に関する条約」(女子差別撤廃条 約)採択</p>		<p>■ 3月 大阪府婦人問題推進会議から 知事へ「女性の地位向上に関す る提言」提出</p> <p>■ 8月 「大阪府婦人問題企画推進本 部」設置</p>

年	世 界	国	大 阪 府
昭和 55 年 (1980 年)	■ 7 月 「国連婦人の 10 年中間年世界 会議」開催 ・「女子差別撤廃条約」に日本政 府代表署名 ・「国連婦人の 10 年後半期行動プ ログラム」採択		■ 4 月 企画部府民文化室に婦人政策 係を設置 ■ 8 月 審議会等への女性委員の登用 目標率を 10% に設定
昭和 56 (1981)	■ 9 月 「女子差別撤廃条約」発効	■ 5 月 「婦人に関する施策の推進の ための国内行動計画後期重点計 画」策定	■ 4 月 「女性の自立と参加を進める 大阪府行動計画」を策定
昭和 57 (1982)			■ 4 月 企画部に「婦人政策室」を設置 大阪府婦人会館を教育委員会 から知事部局に移管、「大阪府立 婦人会館」に改称
昭和 58 (1983)			■ 3 月 婦人会館 20 周年記念事業を実 施
昭和 59 (1984)	■ 3 月 東京で「国連婦人の 10 年」E S C A P 地域政府間準備会議を開 催	■ 5 月 国籍法及び戸籍法の改正(父 母両系主義等) [昭 60. 1 施行] ■ 7 月 労働省婦人少年局を再編し婦 人局を設置	
昭和 60 (1985)	■ 7 月 「国連婦人の 10 年」ナイロビ世 界会議開催 ・「婦人の地位向上のためのナイ ロビ将来戦略」を採択	■ 4 月 生活保護基準額の男女差を解 消 女性の年金権の確立を柱とす る国民年金法の改正 [昭 61. 4 施 行] ■ 5 月 「雇用の分野における男女の 均等な機会及び待遇の確保等女 子労働者の福祉の増進に関する 法律」(男女雇用機会均等法) 成 立 [昭 61. 4 施行] ■ 6 月 女子差別撤廃条約批准	■ 3 月 女性の社会参加等に関する調 査 女性の社会参加をすすめるた めの拠点施設実態調査報告

年	世 界	国	大 阪 府
昭和61 (1986)		<p>■ 1月 「婦人問題企画推進有識者会議」設置</p>	<p>■ 4月 「21世紀をめざす大阪府女性プラン」(第2期行動計画)策定</p> <p>■ 6月 「大阪府女性問題懇話会」設置</p> <p>■ 9月 「大阪府婦人関係団体会議」設置</p>
昭和62 (1987)		<p>■ 5月 婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を決定</p> <p>■ 6月 労働省「女子労働者福祉対策基本方針」を発表</p>	<p>■ 11月 婦人政策課を企画部から生活文化部に移管</p>
昭和63 (1988)			<p>■ 2月 審議会等への女性委員の登用目標率を20%に改定</p> <p>■ 9月 「大阪府婦人総合センター(仮称)推進会議」設置</p>
平成元 (1989)		<p>■ 3月 文部省「新学習指導要領」告示・高等学校家庭科男女必修化</p>	
平成2 (1990)	<p>■ 5月 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択</p>	<p>■ 3月 総理府「女性の就業に関する世論調査」発表</p>	<p>■ 9月 大阪府婦人総合センター(仮称)基本設計公表</p>
平成3 (1991)		<p>■ 1月 総理府「女性に関する世論調査」発表</p> <p>■ 4月 婦人問題企画推進有識者会議「変革と行動のための5年」報告提出</p>	<p>■ 1月 「女性問題についての意識調査」結果公表</p> <p>■ 3月 大阪府女性問題懇話会「第3期行動計画策定に向けての提言」提出</p>

年	世 界	国	大 阪 府
平成3 (1991)		<p>■ 5月 「育児休業等に関する法律」成立[平4.4 施行] 婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」決定</p>	<p>■ 5月 課内の組織改正により、政策推進チーム、センター推進チームを設置</p> <p>■ 7月 「大阪府婦人総合センター(仮称)推進会議」を「ドーンセンター推進会議」に改称</p> <p>■ 8月 「大阪府婦人問題企画推進本部」を「大阪府女性政策企画推進本部」に改称</p> <p>■ 9月 「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」策定 審議会等への女性委員の登用目標率を25%に改定 「大阪府婦人関係団体会議」を「大阪府女性団体会議」に改称</p> <p>■ 10月 「大阪府女性基金」設置 「大阪府女性基金検討委員会」設置</p>
平成4 (1992)		<p>■ 6月 労働省「第二次女子労働者福祉対策基本方針」策定</p>	<p>■ 3月 ドーンセンター建設工事着工</p> <p>■ 4月 「婦人政策課」を「女性政策課」に改称 「大阪府女性施策企画推進員」制度発足(知事部局等に17名を配置)</p> <p>■ 6月 「大阪府女性基金」積立総額10億円となる</p> <p>■ 12月 ドーンセンターシンボルマーク決定 「大阪府女子労働対策推進計画」策定</p>

年	世 界	国	大 阪 府
平成5 (1993)	<p>■ 6月 ウィーンで国連世界人権会議開催 ・「ウィーン宣言及び行動計画」採択</p> <p>■ 12月 第48回国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択</p>	<p>■ 3月 総理府「男女平等に関する世論調査」発表</p> <p>■ 6月 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)成立[平5.12 施行]</p>	<p>■ 3月 「男女協働社会の実現をめざす表現の手引き」作成</p> <p>「大阪府女性基金検討委員会」廃止</p> <p>■ 11月 女性基金のシンボルマーク決定</p> <p>「大阪府女性基金」積立総額20億円となる</p> <p>「大阪府女性基金」への最初の寄付を受ける (寄付者: 阪奈瓦斯(株)100万円)</p>
平成6 (1994)	<p>■ 6月 第81回ILO総会でパートタイムに関する条約及び勧告を採択</p> <p>■ 9月 カイロで「国際人口・開発会議」開催 ・「カイロ宣言及び行動計画」採択</p>	<p>■ 2月 総理府「男性のライフスタイルに関する世論調査」発表</p> <p>■ 6月 総理府に「男女共同参画室」設置 「男女共同参画審議会」設置(政令)</p> <p>■ 7月 「男女共同参画推進本部」設置決定</p> <p>■ 12月 厚生・文部・労働・建設の4大臣合意により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)策定</p> <p>大蔵・厚生・自治の3大臣合意により「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」(緊急保育対策等5日年事業)及び「新ゴールドプラン」策定</p>	<p>■ 1月 「大阪府女性基金プリムラ賞」創設</p> <p>■ 3月 「大阪府女性基金運営懇談会」設置</p> <p>■ 4月 (財)大阪府男女協働社会づくり財団設立</p> <p>「大阪府女性基金」積立総額40億円となる</p> <p>課の組織がチーム制から班制に改編</p> <p>■ 10月 府立婦人会館閉館</p> <p>■ 11月 ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)開館</p>

年	世 界	国	大 阪 府
平成7 (1995)	<p>■ 1月 人権教育のための国連10年スタート</p> <p>■ 3月 コペンハーゲンで「社会開発サミット」開催 ・「コペンハーゲン宣言及び行動計画」採択</p> <p>■ 9月 北京で「第4回世界女性会議」開催 ・「北京宣言及び行動綱領」採択</p>	<p>■ 6月 育児・介護休業法成立[平7.10施行、一部11.4施行]</p> <p>ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」(第156号)批准</p> <p>■ 10月 総理府「男女共同参画に関する世論調査」発表</p>	<p>■ 3月 男女協働社会の実現をめざす府民意識調査結果報告</p> <p>■ 9月 女性友好のつばさ実施(女性NGOフォーラム北京95派遣)</p>
平成8 (1996)		<p>■ 6月 優生保護法の改正(母体保護法)[平8.9施行]</p> <p>■ 7月 男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申</p> <p>■ 9月 「男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)」発足</p> <p>■ 12月 男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン-男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画-」決定</p>	<p>■ 3月 「大阪府女性基金」初の取り崩し</p> <p>■ 4月 課組織が班制から係制に改編</p> <p>■ 5月 大阪女子大学に女性学研究センター開設</p> <p>■ 7月 大阪府女性問題懇話会からジャンプ・プラン見直し提言の中間報告</p> <p>■ 11月 大阪府女性問題懇話会「女と男のジャンプ・プラン見直しに向けての提言」提出</p> <p>■ 12月 ドーンセンター入館者100万人を突破 ジャンプ・プラン改定概案公表</p>

年	世 界	国	大 阪 府
平成9 (1997)		<p>■ 3月 「男女共同参画審議会」設置 (法律) 総理府「男女共同参画に関する世論調査」発表</p> <p>■ 6月 男女雇用機会均等法の改正 (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)[平 11. 4 全面施行] 労働基準法の改正[平 11. 4 施行] 育児・介護休業法の改正[平 11. 4 施行]</p> <p>■ 10月 労働省「婦人局」を「女性局」に、「都道府県婦人少年室」を「都道府県女性少年室」に改称</p> <p>■ 12月 介護保険法成立[平 12. 4 施行]</p>	<p>■ 1月 海外女性招へい事業の実施 (第1回)[タイ、マレーシア、ベトナム]</p> <p>■ 3月 「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画(改定)～新 女と男のジャンプ・プラン」策定</p> <p>■ 9月 「男女協働社会の実現をめざすトップシンポジウム」開催</p> <p>■ 12月 「審議会等への女性委員の登用推進要綱」策定</p>
平成10 (1998)	<p>■ 4月 第42回国連女性の地位委員会・国連女性特別総会「2000年会議」のニューヨーク国連本部での開催を決定</p>	<p>■ 1月 総理府「男女共同参画社会に関する世論調査」発表</p> <p>■ 6月 「中央省庁等改革基本法」制定 ・男女共同参画に関する事務を内閣府への移行を明記 男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法(仮称)の論点整理」公表</p> <p>■ 10月 総理府「男女共同参画社会に関する有識者アンケート」調査発表</p> <p>■ 11月 男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について～男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり～」答申</p>	<p>■ 3月 「大阪府女性問題懇話会」及び「大阪府女性基金運営懇談会」を廃止</p> <p>■ 4月 「女性政策課」を「男女協働社会づくり課」に改称 「大阪府男女協働社会づくり審議会」設置</p> <p>■ 5月 「大阪府女性団体会議」廃止 「大阪府男女協働推進連絡会議」設置</p> <p>■ 7月 「大阪府女性労働対策推進計画」策定</p> <p>■ 8月 第1回大阪府男女協働推進連絡会議を開催</p>

年	世 界	国	大 阪 府
平成 10 (1998)			<p>■ 9月 第1回男女協働社会づくり審議会を開催</p> <p>■ 11月 「男女協働社会の実現をめざすトップシンポジウム」開催</p> <p>■ 12月 海外女性招へい事業の実施(第2回)[韓国、フィリピン]</p>
平成 11 (1999)	<p>■ 10月 バンコクで、ESCAP地域 ハイレベル政府間会合(女性 2000年会議地域準備会合)開催</p>	<p>■ 5月 「児童買春、児童ポルノに係る 行為等の処罰及び児童の保護等 に関する法律」成立[平 11. 11 施 行] 男女共同参画審議会「女性に 対する暴力のない社会を目指し て」答申</p> <p>■ 6月 「男女共同参画社会基本法」成 立[平 11. 6 施行]</p> <p>■ 7月 「中央省庁等改革のための国 の行政組織関係法律の整備等 に関する法律」成立[平 13. 1 施行]</p> <p>■ 8月 男女共同参画審議会に「男女 共同参画社会基本法を踏まえた 男女共同参画社会の形成を促進 する施策の基本的な方向につい て」諮問</p> <p>■ 12月 警察庁「女性・子どもを守る施 策実施要綱」策定 少子化対策推進関係閣僚会議 「少子化対策推進基本方針」決定 大蔵・文部・厚生・労働・建設・ 自治の6大臣の合意により「重点 的に推進すべき少子化対策の具 体的実施計画について」(新エン ゼルプラン)策定</p>	<p>■ 5月 大阪府男女協働社会づくり審 議会に「21世紀を展望した男女 協働社会の実現に向けての総合 的なビジョンについて」諮問</p> <p>■ 11月 海外女性招へい事業の実施 (第3回)[アメリカ]</p> <p>■ 12月 「男女協働社会の実現をめざ す府民意識調査」発表</p>

年	世 界	国	大 阪 府
平成 12 (2000)	<p>■ 6月 ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」開催</p> <p>・「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択</p>	<p>■ 2月 総理府「男女間における暴力に関する調査」発表</p> <p>■ 4月 「都道府県女性少年室」を「都道府県労働局雇用均等室」に改組</p> <p>■ 5月 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「児童虐待の防止等に関する法律」成立[平 12. 11 施行]</p> <p>総理府「男女共同参画社会に関する世論調査」発表</p> <p>■ 7月 男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申</p> <p>■ 9月 男女共同参画審議会「男女共同参画計画策定に当たっての基本的な考え方ー21 世紀の最重要課題ー」答申</p> <p>■ 12月 総理府「男女共同参画社会に関する世論調査-男性のライフスタイルを中心に-」発表 「男女共同参画基本計画」策定</p>	<p>■ 2月 大阪府男女協働社会づくり審議会「中間報告」公表</p> <p>■ 4月 女性週間全国会議</p> <p>■ 6月 国の男女共同参画審議会基本問題部会論点整理についての意見交換会</p> <p>■ 7月 大阪府男女協働社会づくり審議会に「大阪府男女協働社会の実現に関する条例(仮称)の基本的な考え方について」諮問</p> <p>■ 9月 大阪府「女性に対する暴力」対策会議設置</p> <p>■ 11月 男女共同参画フォーラム「女性に対する暴力をなくす」キャンペーン</p> <p>■ 12月 「女性への暴力」サポートライン</p>
平成 13 (2001)		<p>■ 1月 「総理府」を「内閣府」に、「厚生省」と「労働省」を「厚生労働省」に改組。労働省女性局は厚生労働省雇用均等・児童家庭局に統合。</p> <p>「男女共同参画会議」発足</p> <p>■ 4月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立[平 13. 10 施行、一部平 14. 4 施行]</p>	<p>■ 2月 大阪府男女協働社会づくり審議会「21 世紀を展望した男女共同参画社会の実現に向けての総合的なビジョン」答申</p> <p>■ 3月 大阪府男女共同参画計画素案公表</p> <p>■ 4月 「男女協働社会づくり課」を「男女共同参画課」に改称 「大阪府男女協働推進連絡会議」を「大阪府男女共同参画推進連絡会議」に改称</p>

年	世 界	国	大 阪 府
平成 13 (2001)		<p>■ 6月 男女共同参画会議「仕事と子育ての両立支援策の方針に関する意見」公表 「男女共同参画週間」スタート</p> <p>■ 7月 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定</p> <p>■ 10月 男女共同参画会議「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行に向けた意見」公表</p> <p>■ 11月 「女性に対する暴力をなくす運動」スタート</p>	<p>■ 7月 大阪府男女協働社会づくり審議会条例検討専門部会「検討骨子」公表 「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)」策定</p> <p>■ 11月 「大阪府女性政策企画推進本部」を「大阪府男女共同参画推進本部」に改称 「大阪府女性施策企画推進員」を「大阪府男女共同参画企画推進員」に改称し、大阪府男女共同参画推進本部へ組込む</p> <p>■ 12月 大阪府男女協働社会づくり審議会「男女共同参画社会の実現に関する条例の基本的な考え方」答申 大阪府男女共同参画推進条例案骨子公表</p>
平成 14 (2002)		<p>■ 4月 男女共同参画会議「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行に向けた意見(その2)」公表</p> <p>■ 7月 男女共同参画会議「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見」公表</p> <p>■ 10月 男女共同参画会議「男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化に向けた意見」公表</p>	<p>■ 2月 大阪府議会へ「大阪府男女共同参画推進条例案」を上程</p> <p>■ 3月 大阪府男女共同参画推進条例、全会一致で可決、公布</p> <p>■ 4月 大阪府男女共同参画推進条例施行</p> <p>■ 8月 大阪府男女共同参画施策苦情処理制度開始</p> <p>■ 11月 千葉、大阪、熊本の3府県女性知事から国に対し、「千葉、大阪、熊本から放つ3本の矢と5つの提言—3人の女性知事による政策アピールと国への提言—」</p>

年	世 界	国	大 阪 府
平成 15 (2003)	<p>■ 7月 女子差別撤廃委員会 女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告審議</p> <p>■ 8月 第4回・第5回報告に対する女子差別撤廃委員会最終コメント</p>	<p>■ 3月 文部科学省 女性の多様なキャリアを支援するための懇談会「多様なキャリアが社会を変える」第1次報告(女性研究者への支援)</p> <p>■ 4月 男女共同参画会議 基本問題専門調査会「女性のチャレンジ支援策について」公表 男女共同参画会議「女性のチャレンジ支援策の推進に向けた意見」公表</p> <p>■ 6月 男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定</p> <p>■ 7月 男女共同参画会議「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見(男女共同参画にかかわる情報の収集、整備、提供)」公表 次世代育成支援対策推進法 成立、施行 少子化社会対策基本法 成立 [平 15.9 施行]</p> <p>■ 10月 文部科学省 女性の多様なキャリアを支援するための懇談会「多様なキャリアが社会を変える」第2次報告(女性のキャリアと生涯学習の関わりから)</p>	<p>■ 1月 「男女いきいき・大阪元気宣言 事業者顕彰制度」創設 大阪府男女共同参画審議会に「大阪府における男女共同参画施策等の推進方策について」諮問 大阪府男女共同参画年次報告「大阪府の男女共同参画の現状と施策」発行 大阪府男女共同参画企画推進員「大阪府が男女共同参画のモデル職場となるために」提言</p> <p>■ 4月 「財団法人男女協働社会づくり財団」を「財団法人男女共同参画推進財団」に名称変更 大阪府男女共同参画推進本部「男女共同参画モデル職場づくりのための10の取組」を大阪府男女共同参画推進責任者会議(3月)決定を経て推進本部へ報告</p> <p>■ 6月 ドーンセンター入館者 400万人を突破</p> <p>■ 7月 北海道、千葉、大阪、熊本の4道府県女性知事から、「参議院共生社会に関する調査会」に対し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の見直しについて要望</p> <p>■ 10月 女性のチャレンジフェア開催 女性知事リレーフォーラム(北海道、千葉、大阪、熊本の4道府県女性知事)ほか</p> <p>■ 11月 4道府県女性知事から国に対し、「4人の女性知事が四輪駆動で牽引する5つの改革」提言</p>

年	世 界	国	大 阪 府
平成 15 (2003)			<p>■ 1 2 月 大阪府男女共同参画審議会 「大阪府における男女共同参画 施策等の推進方策について」答 申 全国知事会に「男女共同参画 研究会」設置（構成員：北海道、 岩手県、千葉県、新潟県、大阪 府、鳥取県、佐賀県、熊本県の 知事）</p>
平成 16 (2004)		<p>■ 4 月 「児童虐待の防止等に関する 法律」の改正 [平 16. 10 施行] ■ 6 月 「配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法律」 の改正 [平 16. 12 施行] 男女共同参画社会の将来像検 討会報告書「男女共同参画は日 本社会の希望」公表 ■ 7 月 男女共同参画会議に「男女共 同参画社会基本法を踏まえた男 女共同参画社会の形成の促進に 関する施策の基本的な方向につ いて」諮問 ■ 1 2 月 育児・介護休業法の改正 [平 17. 4 施行] 児童福祉法の改正、施行</p>	<p>■ 6 月 （財）大阪府男女共同参画推進財 団が、「新・10年プラン ～創 造から成熟の10年へー男女共同 参画社会をめざして～」を策定 ■ 1 1 月 ドーンセンター開館 10 周年 「女性エンパワメントフォーラ ム 2004」を開催 第 12 回大阪府男女共同参画審 議会に「おおさか男女共同参画 プラン」の改訂に関する基本的 な考え方について諮問</p>
平成 17 (2005)	<p>■ 2～3 月 国連「北京+10」世界閣僚 級会合（第 49 回国連婦人の地位 委員会）をニューヨークの国連 本部にて開催</p>	<p>■ 5 月 男女共同参画会議 男女共同 参画基本計画に関する専門調査 会及び女性に対する暴力に関す る専門調査会「男女共同参画社 会の形成の促進に関する施策の 基本的な方向についての中間整 理」公表 ■ 5～6 月 内閣府男女共同参画局「男女 共同参画基本計画改定について の公聴会」を大阪などで開催</p>	<p>■ 3 月 大阪府次世代育成支援行動計 画（こども・未来プラン）策定 全国知事会男女共同研究会 「DV対策の推進」「自治体 における女性職員の登用、働きや すい職場環境づくり」、「女性 の健康支援」に関する調査及び 「次世代育成支援対策推進のた めの調査」報告</p>

年	世 界	国	大 阪 府
平成 17 (2005)		<p>■ 7月 男女共同参画会議「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」答申</p> <p>■ 8月 労働政策審議会雇用均等分科会「(今後の男女雇用機会均等対策に関する)審議状況(中間的とりまとめ)」公表</p> <p>■ 9月 男女共同参画会議 少子化と男女共同参画に関する専門調査会「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」公表</p> <p>■ 12月 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定</p>	<p>■ 4月 大阪府特定事業主行動計画(みんなでサポート!子育てしやすい環境づくり)策定</p> <p>■ 5月 「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」設置</p> <p>■ 7月 全国知事会に「男女共同参画特別委員会」設置(委員:北海道、秋田県、千葉県、大阪府、鳥取県、佐賀県、熊本県、宮崎県の知事)</p> <p>「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(素案)」のパブリックコメント実施</p> <p>■ 10月 大阪府男女共同参画審議会から「『おおさか男女共同参画プラン』の改訂に関する基本的な考え方について」答申</p> <p>大阪府立女性総合センター条例の改正 [平 18.4 施行]</p> <p>■ 11月 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定、公表</p>
平成 18 (2006)		<p>■ 6月 男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)及び労働基準法の改正 [平 19.4 施行]</p> <p>■ 9月 「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国内分析報告書」公表</p>	<p>■ 3月 「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)(改訂版)」策定、4月公表</p> <p>■ 6月 「いきいき企業サーチネット」開設</p> <p>■ 9月 「おおさか男女共同参画促進プラットフォーム」の設置</p>

年	世 界	国	大 阪 府
平成 19 (2007)		<p>■ 3月 男女共同参画会議 監視・影響調査専門調査会「多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策に関する監視・影響調査報告書」公表</p> <p>■ 5月 パートタイム労働法の改正 [平 20.4 施行、一部平 19.7 施行]</p> <p>■ 7月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正[平 20.1 施行] 男女共同参画会議 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会「『ワーク・ライフ・バランス』推進の基本的方向」報告公表</p> <p>■ 12月 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</p>	<p>■ 2月 「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク」設置</p> <p>■ 6月 第 17 回大阪府男女共同参画審議会に「大阪府における男女共同参画施策の検証・評価システムのあり方について」諮問</p> <p>■ 12月 上川男女共同参画担当大臣と女性知事の懇談会を大阪で開催</p>
平成 20 (2008)		<p>■ 4月 男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定</p> <p>■ 6月 男女共同参画会議 監視・影響調査専門調査会「高齢者の自立した生活に対する支援に関する監視・影響調査報告書」公表</p> <p>■ 10月 男女共同参画会議 基本問題専門調査会「地域における男女共同参画推進の今後のあり方について」公表</p> <p>■ 12月 児童福祉法、次世代育成支援対策推進法の改正 [平 21.4 施行 他]</p>	<p>■ 4月 大阪府男女共同参画審議会から「大阪府における男女共同参画施策の検証・評価システムのあり方について」答申 「企業で働く女性のためのロールモデルバンク事業」創設</p> <p>■ 12月 第 20 回大阪府男女共同参画審議会に「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」諮問</p>

年	世 界	国	大 阪 府
平成 21 (2009)	<p>■ 8月 女子差別撤廃委員会 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議 第6回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解</p>	<p>■ 3月 男女共同参画会議に「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」諮問</p> <p>■ 4月 男女共同参画シンボルマーク決定</p> <p>■ 6月 「男女共同参画社会基本法」制定から10周年 「育児・介護休業法」の改正〔平22.6施行 他〕</p>	<p>■ 4月 「大阪府立女性総合センター（ドーンセンター）」を「大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）」に改称</p> <p>■ 5月 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定</p>
平成 22 (2010)	<p>■ 3月 国連「北京+15」世界閣僚級会合（第54回国際婦人の地位委員会）をニューヨークの国連本部にて開催</p>	<p>■ 7月 男女共同参画会議 「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申</p> <p>■ 12月 「第3次男女共同参画基本計画策定」</p>	
平成 23 (2011)			<p>■ 1月 大阪府男女共同参画審議会から「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申</p> <p>■ 2月 「新大阪府男女共同参画計画（素案）」のパブリックコメント実施</p>